

平成23年社会生活基本調査の概要（案）

1 調査の目的

社会生活基本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の沿革

社会生活基本調査は、昭和51年以来5年ごとに行われており、平成23年調査はその8回目に当たる。

3 調査日

調査は、平成23年10月20日現在によって行う。

ただし、生活時間の配分についての調査は、総務大臣が10月15日から10月23日までの9日間のうちから、調査区ごとに定める連続する2日間とする。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成17年国勢調査調査区のうち、総務大臣の指定する約7,000調査区（以下「調査区」という。）とする。

(2) 調査の対象

調査区内に居住する世帯のうちから、総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定する1調査区12世帯、合計約8万4千世帯の10歳以上の世帯員とする。

ただし、次に掲げる者は調査の対象から除く。

ア 外国の外交団、領事団（家族、随員及び随員の家族を含む。）

イ 外国軍隊の軍人、軍属の構成員（家族を含む。）

ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

エ 刑務所、拘置所の被収容者

オ 少年院、婦人補導院の被収容者

カ 社会福祉施設の入所者

キ 病院、療養所等の入院患者

ク 水上に住居を有する者

5 調査事項

調査は、調査票A又は調査票Bにより、以下の事項を調査する。

【調査票A】

(1) すべての世帯員に関する事項

ア 出生の年月又は年齢

イ 世帯主との続柄

ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況

- (2) 10歳未満の世帯員に関する事項
 - 育児支援の利用の状況
- (3) 10歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 氏名
 - イ 男女の別
 - ウ 配偶の関係
 - エ 学習・研究活動の状況
 - オ ボランティア活動の状況
 - カ スポーツ活動の状況
 - キ 趣味・娯楽活動の状況
 - ケ 旅行・行楽の状況
 - コ 生活時間配分及び天候
- (4) 15歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 介護の状況
 - イ 就業状態
 - ウ 就業希望の状況
 - エ 仕事の種類
 - オ 従業上の地位
 - カ 勤務形態
 - キ 年次有給休暇の取得日数
 - ク 所属の企業全体の従業者数
 - ケ ふだんの1週間の就業時間
 - コ 希望する1週間の就業時間
 - サ 通勤時間
 - シ ふだんの健康状態
 - ス 仕事からの年間収入
- (5) 60歳以上の世帯員に関する事項
 - 子の住居の所在地
- (6) 世帯に関する事項
 - ア 世帯の種類
 - イ 10歳以上の世帯員数
 - ウ 10歳未満の世帯員数
 - エ 世帯の年間収入
 - オ 住居の種類
 - カ 自家用車の所有の状況
 - キ 介護支援の利用の状況
 - ク 不在者の有無

【調査票B】

- (1) すべての世帯員に関する事項
 - ア 出生の年月又は年齢
 - イ 世帯主との続柄

- ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況
- (2) 10歳未満の世帯員に関する事項
 - 育児支援の利用の状況
- (3) 10歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 氏名
 - イ 男女の別
 - ウ 配偶の関係
 - エ 携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況
 - オ 生活時間配分及び天候
- (4) 15歳以上の世帯員に関する事項
 - ア 介護の状況
 - イ 就業状態
 - ウ 仕事の種類
 - エ 従業上の地位
 - オ 勤務形態
 - カ 年次有給休暇の取得日数
 - キ ふだんの1週間の就業時間
 - ク 希望する1週間の就業時間
 - ケ ふだんの健康状態
 - コ 仕事からの年間収入
- (5) 世帯に関する事項
 - ア 世帯の種類
 - イ 10歳以上の世帯員数
 - ウ 10歳未満の世帯員数
 - エ 世帯の年間収入
 - オ 住居の種類
 - カ 自家用車の所有の状況
 - キ 介護支援の利用の状況
 - ク 不在者の有無

6 調査方法

(1) 調査の流れ

調査は、次の流れにより行う。

総務省—都道府県—統計調査員—調査世帯

(2) 統計調査員

ア 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

イ 「ア」にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

ウ 「ア」及び「イ」にかかわらず、特別の事情により調査員が「ア」の事務の一部を

行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

(3) 調査の方法

調査は、調査員（6(2)のウにより調査員の事務の一部を行う指導員を含む。）が調査世帯ごとに調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

ただし、(4) ただし書による場合には、総務省が政府統計共同利用システムから当該世帯に係る報告を求める事項を入手する。

(4) 報告の方法

報告は、世帯主又は世帯員が調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。

ただし、総務大臣が指定する調査区の調査世帯については、政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。

7 結果の集計

【調査票A】

次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計する。

ア 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻に関する事項

イ スポーツ活動、学習・研究活動、趣味・娯楽活動、ボランティア活動及び旅行・行楽の状況に関する事項

※ 14地域：北海道、東北、関東Ⅰ、関東Ⅱ、北陸、東海、近畿Ⅰ、近畿Ⅱ、山陰、山陽、四国、北九州、南九州、沖縄

※ 都市階級：大都市、中都市、小都市A、小都市B、町村

※ 大都市圏：札幌大都市圏、仙台大都市圏、関東大都市圏、新潟大都市圏、静岡大都市圏、浜松大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏、岡山大都市圏、広島大都市圏、北九州・福岡大都市圏

【調査票B】

1日の生活行動別平均時間及び時間帯別の生活行動の状況に関する事項について、全国集計する。

8 結果の公表

調査の結果は、集計の完了したものから順次、インターネットへの掲載、報告書の刊行、結果表を閲覧に供する方法により公表する。

調査票Aに係る集計結果については平成24年9月末日までに、調査票Bに係る集計結果については平成24年12月末日までに公表する。